

○十番(遠藤洋一君) 自席から質問を続けたいと思います。

一番目の就学時健診のことですけれども、九百二十一名という数字についてはよくわかりましたが、その中で就学相談につきもう少し伺ってみたいと思います。

保護者の申し出によりまして、今回九名の相談があったということであり、その中で就学相談というものの内容、それから就学相談の構成員というふうなことに、ついて伺ってみたいというふうに尋ねております。

実際に、保護者の方からしますと、やはり就学相談に幾つかの不安なところもあったりするわけです。たとえば、その結果によっては普通学級に行けなくなるのではないかとかというふうなことがありますので、ぜひ構成員も教えていただきたいというふうに思います。

それから五名の子供が特殊学級へ行くことになったということですが、私が聞いたのはちよつと違ひまして、服従不自由な子供がいて、東京都の養護学校へ行くというふうに聞いたんですけれども、実際に五名の入学の行き先をいまいふと伺いたたいというふうに思っております。

それから主任制のちやうですけれども、やはり詳しく経過を聞きましたけれど

も、やはり、どうも実際の職員組合の方との関係から言へば、食い違ひみじかいものがずいぶん強くあるみたいだと思います。それで、一月の十九日から二十一日にかけまして主任制の任命という形になっているわけですが、その折に、それがれの学校での学校長と職員との話し合いというものが行われているはずであります。中でも十校のうち幾つかは校長の意見書というものが教育委員会の方に提出されているような例もあると思いますが、教育委員会のちやうは、校長の公印を押しました公文書と、また又返してくるというふうなことも起きているようでありまして、教育現場は大変混乱をしていると思っております。いまは、一つは教育長が前年度の九月からこういう形で確認をしたので国交にも出ないということなのかもしれませんけれども、現実にはこゝろに起きている学校現場で、子供たちも学校に置いておく立場の市民の方としては、ぜひ交渉団体であります西教組、福生市地区協と教育長との国交は持たないものかどうか、なぜ持たないのか。再三の要求ではないかということにつきまして、教育長の国交を持たないということにつきましても、その見解みたいなのを、この際、聞いておきたいと思っております。

私の意見ですけれども、主任制の問題からいいますれば、さっきの行政上の問題、

あるいは文部省の見解——永井大臣の見解というものも聞いていますけれども、やはり学校の中では、学校の自治、あるいは学校の中での創造的、学校教育のために、校長と職員との話し合いによって運営がなされていく、健全な形での校長と、あるいは教員との関係みたいなものも維持されなければいけないのではない。あるいは労働者としての教員ということから言えば、正しい形での労使関係、教員長と教員組合との関係が維持されなければ教育現場は混乱していき、どこではないかというふうに考えます。子供を預けると、市民の立場から言えば、何とかやういう混乱があつてほしくはない。そのために、ぜひ教育委員会、あるいは教育長、教育委員は胸襟を開いて団交に応じていく、あるいは交渉を持続し、話し合ふ場を持つてほしいということであるわけです。その見解を聞いておきたいと思っております。

三番目の雇用促進法の問題ですけれども、大変に残念なことですけれども、部長のちからで六名だというふうに聞いておりますけれども、雇用促進法の精神から言いますと、たとえば障害者などができる職種をできるだけ見つけて、それに充当するやうな形で雇用してほしい、ということもありますので、準という形

では、法律の、いわゆる率というものを全く充たしてない、ということになってしまつておられます。

幾つもの報告がありまして、たとえば運用率が達成してまう、というような国分寺市なんかでも、前沢という議員がおりまして、その質問の中でも、たとえば最近目が悪くなつてしまったとか、耳がらうと遠くなったというふうに訴える人まで、それの数に入れてしまったというようなこともあります。問題になっている。まさすれば、正規の手帳を持つていらっしゃる方の雇用の年月日と、あるいは手帳を取得されましたときの年月日みたいなことを、合わせて教えていただく、ということと、それから、手帳を持つていらっしゃる方で、準だというふうに認識を市の方で持つていらっしゃるという方に聞かしては、たとえば指定医の診断書みたいなものが出て、やういう認識をしてゐるのか。あるいは、人事担当の方で判断をしてゐるのかということ、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○教育次長（内田和雄君） それでは初めの、第一点の就学時健診につきましては御答弁申し上げます。

まず九人の方の行き先というが、就学する先でございますが、先ほど申し上げまし

たように、就学猶予の方が二人でございます。それから一小の特殊学級の方に三名、それから二小の方に二名、それから普通学級一名、それから現在相談中の方が一名ということでございます。

それから相談の法的な指導の根拠でございますが、就学指導委員会がございまして、これは教育上、特別の取り扱いを要する児童・生徒の心身の故障の種類、程度の判断について調査、審議をする諮問機関でございます。

これは都道府県と市町村教育委員会に二つ設置されているということですが、文部省からは通達等によって、そういう機構というんですか、組織というんですか、そういうものの体制強化を図るように指導されているというふうなことでございます。

それから就学指導委員の構成でございますが、専門医、それから部教委の就学相談員、それから部立養護学校の教諭、それから市立小学校長兼身障学級設置校の校長先生、それから身障学級の担任の先生、教育相談員、それから市教委の指導主事、これらの方によって構成されているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長(町田倍二君) お答えいたします。

まず最初の団体交渉等話し合いの持たないかというふうな御質問でございますが、三市一郡の教育長会におきましては、それらの問題についていろいろ協議はしたんですが、主任制についての組合との交渉、話し合いは一切行われていないということを確認しております。

理由といたしましては、先ほど申し上げたとおり、五十三年の十一月八日のトップ会議で話し合いが終結しているというところでございます。したがって、五十四年四月一日からは規則どおり実施することになっておりますので、したがって、五十三年の十一月八日のトップ会議の確記をお互いに守ること、従うことが筋ではないかと思っております。せんだうも、たまたま組合幹部と会ったんですが、そのときにも主任制の内容が、それに関連する交渉、話し合いのことにつきましては一切実施されていないというふうにお答えしております。

それから第二点の学校長の報告が出るときに意見書等が公文で出たというところでございますが、本来ならば主任の報告書だけでよろしいんですが、他市もメモ程度のもので出したということがありましたので、メモなりよろしいと、ただし、メモで

も主任の報告書の内容を認可するようなものであつてはならないといふことを事前に校長会で説明してあります。にもかかわらず正規の報告書の内容を認可するような内容の公文書が出たので、これは公文書作成以前の問題でございますので、常識では考えられないわけでございます。したがって、学校長に對してお返しをしたといふことでございます。

いづれにいたしましても、この主任制につきましては法令でも規定されておらず、規則においても規定されておらず、規則に従つて実施する以外にありませんので、その点ひとつ御理解くださるようにお願ひいたします。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 身障害者雇用促進法の関係でございますが、御質問の手帳を持つていらる方は現在二名でございます。一の方方は、入りましたのが昭和二十四年。手帳を交付されましたのは四十九年の一月。いま一の方方は、入りましたのが三十七年でございまして、認定をされましたのが三十九年の二月でございます。手帳を持つてゐるということでは、この二名の方だけでございます。

したがって、身障害者雇用法に掲げます七名ということになりますと、あと五名

足りないということでございますが、これが形式的な配備か、あるいは実質的なものかという点になりますと、私が先ほど説明を申し上げました、六名のうち四名はいし五名は申請をすれば身障害者としての手帳を交付されるであらうというふうに私も判断をいたしておりますが、先ほど説明をいたしましたように、これはあくまで本人の申請上のものでございしますので、私も法定足数を充足させるためにやうしてくれということもできませんのでやっておりますが、実質的にはある程度の率には足りておるといふふうに判断をいたしております。

○十番（遠藤洋一君） 再々質問をさせていだきたいと思ひます。

ちやうど聞き忘れて申しわけないんですが、指導員は専門医等々という形でありますけれども、数を聞き損ねましたので、ひとつ、ついでに数を教えていただき、たいと思ひます。

それから次の主任制のことなんですけれども、やういふふうに、私の方から言ひましても確認をしている、決まつてゐる、法令であるといふような形の御返事しかいただけないわけですけれども、やはり現実に教育の現場は混乱してゐるということについて

て、一体教育長はどのように考えているのか。

前回の開議員の緊急質問の折には、市民の大多数は賛成であろう、あるいは教育現場に混乱がないというふうに教育長は言っているわけですが、実際に混乱が起きている。そのときに、やはり、子供は学校に行く、それを教えるという立場で混乱を起しているということで、福生の子供を預かり、あるいは福生の子供について教育を考へるということ、教育長は一体どういう見解なんだと。混乱は起きているが、ほかの市と同じように確認をしているから私は知らんということであるのか。それとも混乱していることを遺憾に思っているが、というようなことなのか。もう少し聞いていきたいし、かなり、そのところについては責任あるような態度をとってほしいというふうに思います。決まっているんだから、法律だから私は知らないということなのか。あるいは、実際に団交という形でそれぞれ個々に要求しても答えない。組合幹部に会うとうにそういうことを言っておいたみたいな返事をするようでは、これは責任をとっている人ではないだろうと思います。

教育長が、あるいは教育委員が、いまのような形で選ばれている形である

以上、私たち市民の側から言えば、そこに対して言えることは、議会などを通して意見を述べるしかないわけです。中野区のように準公選という形が進んでくれば話は別かもしれませんが、いまの形ではやはり教育長に一体どういう責任をとるつもりなのか。現場教師に対してどういうつもりなのか。福生の子供たちに対して教育長はどういうつもりなのか、ということについては、再度やはり答えていただきたいというふうに考へます。

それから、いま上野部長の方から、やはり私の方としては充足しておりますと言われたけれども、法律的にはやはり充足してないですから、法律的には充足してないということをおっしゃると言ってくれないと困ります。

それで、やはり雇用促進法の精神みたいなことがあると思いますし、それから、やはり先ほど申しましたとおり、福生の市役所の中でも障害者を持った人でもやれるような職種を、やはり洗い直してほしいと思います。その上で新しく障害者を持った人を採用する方針みたいなことを市の職員採用方針として持つてほしいというように要望もありますし、身障者の職域をぜひ市が率先して広げていくということが、町の中での民間企業等におうましても、特に障害者を持つ人の職域

を広げるということになっていくと思っております。意見をただ単に雇用率を達成するとか、あるいは達成し得るであらうとかということではなくて、長期的な展望に立ったような形での身障者雇用を考えたという事です。

最後は要望ですけれども、一応形としては充足率は法的には達していないんだということ、できれば、先は考えた人だということ、答弁をぜひ欲しいというふうに思っております。

○教育次長(内田和雄君) 就学指導員の数でございますが、第一回、第二回と二回行っておりますが、第一回の先生方をお願いしたのは、専門医が二人でございます。それから部教委の就学相談員は一人。それから部立養護学校の教諭は二人。それから市立小学校長兼身障学級設置校の校長先生ですが、二人です。それから身障学級の担任の先生が二人でございます。それから教育相談員は一人です。それから市教委の指導主事が一人でございます。計十一名で第一回は終わっております。

第二回は市立小中学校長から、これは身障学級設置校の校長先生二人と、それから身障学級担任の先生二人、それから教育相談員が一人、それから市

教委の指導主事一人等で六人になります。第二回は行っております。

○教育長(野田信二君) お答えいたします。

主任制につきまして学校現場に混乱が起きているということでございますが、組合では現在でも主任制につきましては反対、粉砕を主張されているようにも聞いています。

御承知と存じますが、西多摩地区以外のはとんどの市では、主任制はすでに定着しております。混乱しているのは西多摩地区だけでございます。組合側は主任制によって学校現場に混乱が起きていると言っておりますが、私は、法令、規則に従って実施するに混乱をなくすことであると申しております。

したがって、ぜひ法律、規則に従って御協力を願いたいというのが、私並びに教育委員会の方針でございます。

○十番(遠藤洋一君) 最後になりますけれども、ちよと意見を述べさせていただきます。最後の野田教育長の答弁ではどうしてもしやばり納得できない、ということです。混乱しないのは従うことだということに言っておりますけれども、実際そのことが問題で混乱しているわけですから、一体何が原因で混乱したのかということについて全く

認識がないんじゃないかというふうに思っています。そういうことでしたら、認識がなければもう話し合いをしてもしようがないのかもしれないけれども、現実には交渉団体であるところの西教組は交渉を持ちたい、話し合いたいと言っているわけですから、それに対して教育長は、法令を守ればまず混乱はしないんだというふうに言っているわけですね。暴言に近いと私は思っています。なぜもっと誠意ある態度で子供たちの教育のことを考えたり、あるいは教育の未済のことを考えたり、教育に実際に携わっている現場教員のことを考えたり、してくれないのかというふうに思っています。

先ほど聞きますと、理由のところでありますのは、どうやらほかのところはみんなやうなっているからここもやうしななければならない。法令は守れということだけですね。実際、それでは小学校の教育なんか済まないところがたくさんあるでしょう。実際はそういうものは子供たちから先生、先生から町へと反映していくものです。やこのところをやはり考え、また、さらに西教組からも団体交渉や、あるいは話し合いというような要請もあると思えますけれども、ぜひ話し合っていた方がいいと思いますし、私は、それでもなおかつやういふような態度で教育長が取り続

けるとすれば、これはまた別の機会に、教育長の責任というものを追求しよう、といったことを考えております。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小林菊三君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（小林菊三君） 日程第五陳情書の取り下げ願についてを議題といたします。

本件は目下総務委員会におき、付託審査中であります。

陳情第五号非核三原則の立法化要請決議に関する陳情書について、陳情者より取り下げ願が提出されたものであります。

事務局として、取り下げ願を朗読いたさせます。

（市川議事係長朗読） 別添参照。

○議長（小林菊三君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は願い出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林勇三君) 御異議なしと認めます。よつて本件取り下げ願ひは承認することに決定いたしました。

○議長(小林勇三君) 日程第六議案第三号福生市市民憲章の制定について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明、このとおり。

(企画財政部長兼総務部長 上野重雄君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重雄君) 御指召をいただきましたので、議案第三号福生市市民憲章の制定につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年五月の臨時会におきまして、福生市市民憲章制定案を議会各事例を可決をいたしました。これに基づきまして市民の代表四名、議員四名、執行権者二名、市の職員四名、合計十四名をもちつて構成いたしまして、昨年八月の七日以来、本年二月十九日まで、

十回にわたります慎重審議の結果、お手元に配付の議案書のように市民憲章草案がご合申をされましたので、本議会に提出しようとするものでございます。

なお、審議会におきましては、この審議に当たりましては先進都市の視察、市庁舎からの意見の聴取、あるいはまた、広く市民の意見を聞いたり、全員の総意に基づきいろいろな発想等をいたしました。さらにまた市内の小中學生等からもその意向等を聴取する等、市民各般にわたります意向調査を行いました。さらにまた広報等によりまして市民からのアンケートを募集する等いろいろの方法をもちまして検討いたしました結果、本案にありますような結論に至りましたものでございます。

次に市民憲章草案の内容について御説明を申し上げますが、この市民憲章案は前文と本文とから構成されております。

まず前文におきましては、「美しく連なる山々を望み、しずかに流れる多摩川のもと、雑木林と杉木畑の武蔵野台地にむらけた福生市は、多くの人たちのためない努力によりて発展を遂げています。私たち市民は、この地をふるさとして受け、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくるため、ここに市民憲章を

定めます。』といたしまして、過去、現在及び未来にわたりますわが福生市の姿を、短い文章の中に生き生きとして表現をしているのでございます。

次に、本文におきましては五つの項目から構成をされております。市及び市民が日常生活の中で実践すべきものばかりでございます。その第一項におきましては、「私たちは健康な心と体をつくり 充実した豊かな日々をおくりましょう。』ということ、市民の個人の生活についてうたっております。また第二点におきましては、家庭づくりについて触れております。『私たちは老人を敬い 子供の健やかな成長につとめ 明るい家庭をつくりましょう。』というふうになっております。それから、その次の項から三項目につきましてはすべて町づくりの中心になるべきもの、それから、その次い上げておきまして、三番目では、『私たちは 自然をたいせつにし 花や木を育て、美しい緑のまちをつくりましょう。』というふうになっておりますし、それから四番目は、『私たちは 教養を高め 情操を養い 文化の薫るまちをつくりましょう。』それから五番目では、『私たちは たがいに親しみ 助けあい みんなが幸せになるまちをつくりましょう。』というふうな、社会の問題について三項目について挙げております。

大変短い文章の中で、市民の要望を凝結し、表現するということは大変

むずかしいわけでございますが、おかげをもちましてリッパなものがございますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

なお、本市民憲章の正式の発表は、来る七月一日に予定をされております市制十周年記念式典の席上において、発表いたしたいというふうに考えております。

なお、PRあるいは普及等につきましては、市が発行いたします、いろいろな封筒とか、その他文書等に印刷するとか、あるいはまた各公共施設等には額を掲げる等、あるいはまた、あらゆる機会を通じて市民憲章の意味を徹底させる等いたしまして、市民憲章の徹底を図っていただきたいというふうに考えております。

大変雑駁でございますが、全会一致原案どおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。本案の説明を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議十二
議十三
議四
議五
議六
議七
議八
議九
議十
議十一

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

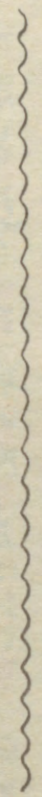
(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三号は、原案どおり可決いたしました。



○議長(小林菊三君) 日程第七議案第四号非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指図をいただきましたので、議案第四号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容について御説明を申し上げます。特別職の職員の報酬等につきましては、毎年度、市長以下四役並びに市議会議員の報酬等につきましては報酬等審議会を開きまして、その結果をもち、議会に提案をすることになっておりますが、ただいま市民の予防注射とか、あるいは医療扶助の審査等をお願いいたします、いわゆる市の嘱託医の関係につきましては、毎年度慣例としていたしまして西多摩地区の医師会と、それから市町村との間に取り決めが行われていて、年度開始前にこれが取り決められることになっております。

今回もそのような例にならしまして、市嘱託医の報酬改正をいたしたいと考えているものでございます。すなわち、条例中別表でそのうち、その他の非常勤の特別職の報酬日額の改正につきましては、来る四月一日より、予防注射嘱託医の報酬日額を現行の一万七千円から一十千円引き上げまして一万八千円にしようとするものであ